

仏教とらい（ハンセン病）中

——特に元らい（ハンセン病）患者と「らい予防法」との関係について——

中村 薫

〈はじめに〉

法治国家であることの基本は、三権分立にあるといつてよいであろう。

もとより、三権分立とは、

「権力の濫用を防ぎ、人民の政治的自由を保障するため、国家権力を立法・司法・行政の相互に独立する三機関に委ねようとする。」

（一九七〇年版『広辞苑』・九一七頁）

ということである。それは取りも直さず、

「国民の意志によって制定された法に基づいて国家権力を行使することを建前とする。」

（前掲・二〇二〇頁）

ことに外ならない。

以上のような点よりすれば、法律は、我々の生活の自由と人権を保障すべきものであるといつてよい。しかし、同時に、時としては施行如何によっては、我々の生活の自由と人権を奪い、拘束する場合もあり得る。

我々は自己に何の問題もない時には法律について殆ど関心を示さないといいてよい。しかし、法律も国家権力と結び付いた時、危機として、一人の人間を社会より排除し人権を劫奪する働きをする場合もある。そこでは決して、人間の「いのち」の尊厳を保障し、真の人間を解放するということにはならない。その最たるものの一つに「らい予防法」という法律がある。

「らい予防法」が初めて法律第一一号として制定公布されたのは、一九〇七（明治四〇）年のことである。日本は、時あたかも日露戦争後の富国強兵政策に爛られていた。「らい予防法」制定はそうした政策と決して無関係でなく、「近代国家の恥」として、らい（ハンセン病）の浮浪患者の収容を決行していったのである。

その後、一九三二（昭和六）年、法律第五八号「らい予防法」をもって、一九〇七年法律第一一号を改正して新しく公布された。その年「国立らい療養所患者懲戒検束規定」の認可公布もされている。社会的には、この年に満州事変が始まり、以後十五年戦争に突入するのである。そうした状況下において、らい（ハンセン病）患者の人々は「国辱」として排除されていった。そして「八紘一字」などの絶対的天皇制による軍国主義の台頭を見る

のである。こうした国の役に立たないものとしての排除が、他でもない強制収容である。また、一方では、貞明皇后誕生日を「らい予防デー」と定め、皇室をブレイシとした「救らい」運動が行なわれていくのである。この一九三一年に限って、真宗大谷派でも宗派の機関誌である『真宗』に和光堅正氏の「大谷派と癩病者教化」(一)(二)(四月・六月号)の文、派内記事としての「癩のはなし」(一)(二)(三月・四月・五月・六月号)の文、「大谷派光明会発会式」に関する(七月号)文、「癩予防運動の進歩」(八月号)などと、頻繁に「らい予防法」に関する記事が掲載されている。

後にも先にもこの年だけである。(その他、例えば、同時期、真宗大谷派名古屋教務所発行の名古屋教報には、一九三二年(昭和六)八月より、一九三三年(昭和七)十二月号にかけて、合計九回に渡り、光明会理事の本多恵孝氏の「癩の光明」(六回)、「癩の光明の反響」(三回)の論説が掲載されているをみる。)こうした「らい予防法」を推進する記事の掲載の特徴からすれば、極端にいえば大谷派教団が念仏を伝える教団というよりも、如何に時代社会に敏感で国家に対して忠実であったかを如実に物語っているといても過言ではないであろう。

その後、一九五三(昭和二八)年に、「全国ハンセン病患者協議会」(以後「全患協」と略す)のいのちがけの運動により、法律第二一四号「らい予防法」の改正公布がされたが、この法律ももう現実的にはほとんど意味をなさない部分があるにも拘らず、現前として今日の日本社会の中に存在しているのである。そして、その存在自体が、依然として隔離による差別と偏見を今日なお続けている根基にもなっているのである。

今こそ、日本が法治国家であるならば、「らい予防法」によって強制隔離された人々は、長い間社会的に排除

あるいは抹殺されてきたことを認めるべきであろう。それは当然「らい予防法」の廃止と共に入園者の人々の生活と医療とを国が将来にわたって保障すべきことを意味するのである。入園者の中には、社会復帰を望み続けたにも拘らず果せなかった人々も多くいると思う。そうとすれば、血涙を流して終生の地として築きあげた療養所自体がそのまま社会復帰できれば、それが一番よいと思うのは筆者だけであろうか。

今回、筆者の叔父である藤井善（本名伊奈教勝）の、らい（ハンセン病）の発病、愛生園入所などの具体的な事柄を通して「らい予防法」の矛盾的について明らかにしていきたいと思う。そして、一日も早く「らい予防法」の改正、あるいは廃止ができることを願いつつ、また真の人間解放に向けての出発ができることを念じつつ論を進めていくこととしたい。

〈叔父の発病〉

叔父が発病し、体調の変化が生じたのは、一九四四（昭和一九）年であったという。その当時は、新潟の陸軍の飛行場を警備・配備・整備する任務に当たっていた頃であった。具体的変調については、眉毛が細くなり、顔が腫れてきて、鼻がつまり、序々に頭髮も薄くなってきたそうである。しかし、その頃はまだらい（ハンセン病）ということとは解らず、それよりも「八紘一字」の国家理念の中に身を置いていた忠実な軍人であったのであるから、国のことを憂いこそすれ、自分自身のことを顧みることなど思いにもよらなかった。だから、栄養失調程度

にしか考えていなかったというのである。

復員してから、近くの診療所や病院へ行っても、まるで「たらい回し」のようにされ、結局最後は、名古屋大
学病院で「らい（ハンセン病）」と診断されたのである。その診断された時の状況を、叔父は次のようにいう。

「今まで、私の側におった看護婦と、それから後ろに婦長がおり」「そこにいてはいけません。こっちに來
なさい」と言つてね。コンクリートの大きな部屋があつてその真中に座らせてね、全部ぬがされて、そして
そこで今度學生がマスクつけて私の回りを囲つた。その主任教授とおぼしき人がそばに來て「毛がどう」「麻
痺がどう」といつて私をかこみました。そしてものしい格好している。思いもよらないことでございます
すから、私、大地が抜けたと表現した方もございますが、自分の踏まえている大地が底なしに落ちて行く思
いがしました。」

この時の叔父のショックは当人でなければ解らないであろう。しかし、この時点より、本人がまだ気づいてい
ないが、「らい予防法」の機能が働いていたのである。つまり、「らい予防法に関する件」に、

「醫師癩患者ヲ診断シタルトキハ患者及家人ニ消毒其ノ他予防法ヲ指示シ且三日以内ニ行政官庁ニ届出ヘ
シ」

(第一条)

とあり、その「省令」の施行令では、

「明治四十年法律第十一号第一条ノ届出ハ患者又ハ死体所在地ノ警察官署ニ之ヲ為スヘシ」

（第一条）

とあるように、この時より、叔父の病気は、行政官庁に届け出され、警察官署にも届け出され、完全に患者の人權は、国家の管理のもとに置かれることになるのである。だから、事と次第によっては犯罪者扱いされることも可能な状態であったともいえよう。

今、『差別者のボクに捧げる』（三宅一志著・晩聲社一九八〇・一八刊）の「らい予防法」第一条の解説によれば、

「戦前（昭和二二まで）は内務省、警察がライを含め衛生業務を担当した。一般の医師はライ病の知識を持たず皮膚病、神経痛と誤診しつづけたり、伝染の恐怖から大学病院などへ、追い払う。例が多かった。」

（二七二頁）

とあり、叔父もまったくこの解説の通りであった。もとより、「全患協」の主張は、医師の届け出は伝染の恐れがある場合だけで充分であるといっている。

「らい（ハンセン病）は、現在では「可治の病」であり、結核菌よりも弱い菌を持つ伝染病であることは何人も周知のことである。しかし、一九四〇年代の当時は、遺伝でなく伝染病であることは理解されていたとはいえず、社会的には依然として差別と偏見とにより「不治の病」として忌み嫌われたことは事実であろう。つまり、遺伝（血筋）であることは根強く人々の中に隠蔽され、なおかつ伝染病であることにより人々から隔離され、患者も家族も二重三重の苦しみを受けたことになる。

〈小笠原登氏の隔離反対説〉

そんな中で、らい（ハンセン病）の隔離に反対し続けた小笠原登氏の、次の言葉は注目に値すると思われる。先ず一九三二年に「癩に関する三つの迷信」で、

「らいについては、まず不治の疾患という迷信がある。病変が一定の度をこえると、病氣そのものが治っても、もとのとおりにはならない。らいは結核よりも治りやすい。第二にらいは遺伝病であるという迷信がある。家族内感染は結核に比べてはるかに少い。またらい患者の同一家族内に病人のおらぬことも多い。第三にらいは烈しい伝染病であるという迷信がある。らいは日本では古い時代からの病氣であるが、これが伝染病とは気づかれずにいたし、患者数も少い。それほど伝染するものではない。結核に比べ伝染性は低い。これらの迷信は患者やその家族を苦しめている。迷信に基くらい対策は改めるべきである。」（原田）

と、この当時既らい（ハンセン病）に対する迷信について、
（診断と治療一八卷一一号一四七四（昭和六年））

- ① 「不治の病」という迷信
- ② 「らいは遺伝である」という迷信
- ③ 「らいは烈しい伝染病である」という迷信

の三点を挙げ、これに基く対策はすぐに改めるべきであると主張するのである。

更に一九四三年の「癩に対する誤解」でも、

「らいに対して多くの誤解があり、それが患者への迫害となっている。第一の誤解は、らいは遺伝病であるということである。第二は、らいはきわめて伝染力の強い病気だという誤解である。このため、乗車拒否や強制隔離が行われる。らいは絶対隔離を要しない病気である。隔離に反対するものではないが、適当に行うべきで、中正を得ざれば害を生ずることに注意すべきである。第三にらいは不治であるとの誤解がある。らいは他の病気とかけはなれた重大な病気と考えている人のいるのは、重症者ばかりをみているからである。全身のらい菌が絶滅して再発しないことが治癒という場合、不合理ではないが不便な考えである。こうした言い方は、すべての細菌性疾患に治癒の判定ができぬことになる。らいは重症にならぬ限り、家庭で仕事をしながら治療できる疾患である。患者のため社会のために診療をすすめるべきである。」（原田）

（実験医報二二年二五六号六二五（昭和十一年））

と、三点の誤解を述べ、隔離に反対し、在宅療養を勧めていたのである。つまり、予防は単に隔離だけが唯一の方法ではなく、国民の栄養改善もまた大切であるという。らい（ハンセン病）は治りやすい病気であるから、診療を行うことにも力を尽すべきであると主張するのである。

ところで、小笠原登氏は、一八八八（明治二二）年、愛知県海部郡甚目寺の円周寺に生まれた。その後、京都帝国大学医科大學医学科を卒業し、仏教を学びながららい（ハンセン病）隔離政策に反対し続けた。特に当時「救

「らいの父」といわれ、皇室とも深い関係を持ちながら「絶海の孤島に送り逃走の念を絶つべし」という「強制隔離」を主張する光田健輔氏とは「らい学会」などでもことごとく対立し、光田氏を指示する人々からは異端者扱いをされた人である。

ただ、ここで一つ確認しておかなければならないのは、一九三一年の真宗大谷派における「草津仏教会堂設立趣意書」の発起人、「大谷派光明会」の相談役、それぞれに光田氏の名前はあるが、小笠原氏の名前はない。もちろん、これらの趣意書が「らい予防法」の推進、並に救護慰安を目的としていることよりすれば、小笠原氏の名前がないのは当然かもしれない。

何れにせよ、純粹なまでに「愛山護法」に生きた伊奈家の人々にとって、「らい予防法」の今日的課題について知る由もなかったであろう。ただ、筆者の祖父（叔父の父）は、几帳面でしかも厳格な人で、「真宗」誌も隅から隅まで読んでいたに違いない。したがって、実子がい（ハンセン病）と診断された時、一九三一年の「真宗」誌における「らい（ハンセン病）」に関する記事は何度も読み直したのではなからうか。祖父は叔父に言ったという。

「お前はかわいい、しかし、病気が憎い。長島（愛生園）に行つて早く療養しなさい。そして、そこを住処としなさい。」

別離の情は絶ち難いが、身の事実を受けとめながらの親の言葉と思われる。伊奈家の家族全員、時の子として隔離療養の道を選ぶより外はなかつたことになるのである。

〈強制隔離〉

らい（ハンセン病）の診断が下った後、伊奈家の家族の雰囲気が一変したのは当然のことである。

叔父はいう。

「今までいっしょに食事をしてきたのが、そこにおれない状態ですね。食事さえもいっしょにとれないということでした。父親は病気に対しては非常に厳格で「お前の悲しみつらさを他の家族のものにさせてはいかんと思わないか。だからあまり出歩かないように」ということで、私は部屋から出歩かないようにしました。父親は、消毒薬を洗面所のところへ置いて、「お前はこれでふきなさい」というような、病気に対しては厳格な父親でした。それを母親が見ていて、「そんな冷たいことしないで下さい。あの子は悲しんでいるのに、あなたはそれでも父親ですか」と、それが聞こえるわけです。」

ここに当時の厳格なまでの父親としての権限の発令と、子どもの不憫さに堪えられない母親の慈愛の思いを感じとることができるであろう。

ここにも、当人は気づいていなかったが、

「行政官庁ハ癩予防上必要ト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ從ヒ癩患者ニシテ病毒伝播ノ虞アルモノヲ国立癩療養所又ハ第四条ノ規定ニ依リ設置スル療養所ニ入所セシムベシ」

という強制隔離の法律が生きていたのである。

先に挙げた、「癩隔離」強化政策に呼応する派内記事の「癩のはなし」の三項の「癩患者はどうすればよいか」の中で、

- (イ) 決して浮浪徘徊してはならぬこと
- (ロ) 食事や住居を別にすること
- い) 消毒を嚴重にすること
- (二) 秘薬や迷信などに迷はぬこと

の四項目を挙げ、療養所に入所することを勧めるのである。伊奈家の人々も忠実にそうした指示に従順したのである。

そして、具体的に「癩患者の居る家ではどうすればよいか」の項では、患者を隔離することと、消毒を励行することを強調し、

- (一) 患者の住居について
- (二) 患者の食器・衣類・寝具等の扱いについて
- (三) 患者の外出禁止について
- (四) 患者の生業の規制について

(五)患者の家族等の心得について

など一つ一つに注意を促すのである。最早、伊奈家の者にとっては、叔父の発病以前のような一家団欒ということとはあり得ない状況に迫込まれていたのである。

そして、更に「療養所とはどんな所か」の項では、「精神上の不安もなく、物質上の不自由もなく、安穩に生活できる」楽天地の如く宣伝し、しかも、「療養所へ入るには」の項では、

「医師に雇いたくても貧乏で雇れず、適当な救護者のない患者は勿論、金はあつても十分の療養が出来ない患者は、警察官署へ願出れば、療養所へ入れて貰ふ事が出来る。又直接療養所へ願出ても療養所長の計らひで入所の出来ることもある。

入所料（入院料）は払へる者からは取ることになつてゐるが、家族が困るやうな取り立て方は決してしない。現在大多数の患者は無料である。

病気が治れば退院する事が出来る。病気が重つてから入所したのでは容易に治らないから、成るべく早く入所する事が肝要である。

以上述べたように療養所といふ所は患者を世の中から追ひやつて、閉じ籠めて置く場所ではなく、患者の為に設けられた唯一の楽天地なのである。又従前は殆ど浮浪者ばかりを入れたが、近頃は自宅からの患者も盛に入るやうになり、患者同志は互ひに扶け合つて、いとも平和な生活を送つてゐるのである。」

(、点筆者)

と甘言をもって勸奨している。しかし、果たしてその通りであったであろうか。リユーマチ・皮膚病などで、らい（ハンセン病）と誤診され、強制隔離され、その後、入所ということで差別と偏見を受け、一生を台無しにしてしまった人はいなかったであろうか。そして、入所者の大多数の人にとっては、この「らい予防法」における強制隔離によって、社会復帰を拒まれてきた事実が現在も残っているのである。この責任を誰が取るのだろうか。

更にこうした甘言による勸奨の裏面には、「癩隔離」政策強化期における国立長島愛生園事務官の弁の、

「今若し我邦内地の人口を大約六千万人と仮定し、前記二十年根絶に要する費用参千七百万円の一人当りの金を計算して見れば、其額僅に六拾銭余にしか当らない。国民の一人々々が、一年間に六拾銭、一月に五錢の節約さえすれば、その一年間だけの節約の金で、今後二十年以内には、完全にこの病気が根絶出来るのである。

この事實は、国民総てが肝に銘じて忘るべからざることではあるまいか。重ねて言ふ。日本国より癩を駆逐することは、日本国民の各人に課せられたる最大の義務である。国民よ目醒めよ！ 而して我が癩予防運動に参加せよ！ 斯くて日本民族浄化の時が、一日も速かに来らむことを期せよ。」

（点筆者）

の文を読むと、強制隔離・根絶の根源は、日本民族の浄化ということにあつたのではないかと思うのは筆者だけであろうか。

こうした記事を「真宗」誌に掲載すること自体、絶対的天皇制による、先の十五年戦争に突入していく日本國家のお先棒を担いだ、真宗大谷派教団の体質の一端が顕著に現われていると思われる。

今、『差別者のボクに捧げる』（前掲に同じ）における強制収容の項の解説では、

「終戦後まで続いた強制入所はきわめて強引。家族の生活が心配で、逃走が相次いだ。旧法の施行規則には、患者が療養所長に直接申請すれば警察を介さずに収容——の規定もあつたが有名無実。また、旧法下での救護は厳しい調査による秘密漏れを家族が恐れ、効果なし。青松園では昭和二十八年当時、入園者家庭の三分の一に当たる二百世帯が要生活保護だったが、実際は三世帯しか保護を受けていなかったほどだ。」

（二七四頁）

とある。先述した真宗大谷派の「らい予防法」における入所を勧奨する記事と、現実には大きな開きがあることは否定できない。

そうこうしている間に、「らい予防法」による収容の勧告がきた。叔父自身は、その時点では飽くまでも病氣療養のための入所と信ずる他なかった。

〈入所勧奨〉

叔父はいう。

「それからしばらくして保健所の方から職員が来まして応対に母親が出た。その職員が「あなたにとってどなたですか」「私の息子です」「そんならお話ししますが県の方から連絡がありますから、あなたの息子さんはいら（ハンセン病）と診断されました。ですから十月二十日に収容いたしますから、その時刻に名古屋駅に出てきて下さい。」と行って時間を通知して「なるべく出てきて下さい」ということでした。それで「わかりました」といって帰ってもらいました。その名古屋駅に集合するのは、二ヶ月先、この二ヶ月というのが私にとっては非常につらい時期だったんです。」

叔父は、この二ヶ月の間、自殺を考えなかったことはなかったという。今まで自分の学んできた一切の平等を説き、すべての人の「いのち」の尊厳を説く仏教の教えも現実的には何も役に立たなかったという。そして、母親の哀しんでいる姿を思うと死んでも死にきれず、療養ということで入所を決心するのである。入所ということ自体が、たとえ非人間的なことであっても、病気を治したい一心から、その屈辱には耐えるべきであるという決断を余儀なくさせられたのである。

その屈辱は以外に早くやってきた。強制隔離で長島愛生園に入所するため名古屋駅に集合した時のことである。叔父はいう。

「その名古屋駅に集合した六人程の患者といっしょについて行ったらね、一番端の貨物を出し入れする所へ連れて行く、そしてプラットホームへ入る。ホームは長いですよ。一列になって、先頭は白いマスクをかけ、長靴はいた人がゆく、六人が一列になってついてゆく。ふっと後ろ見たら、やっぱりマスクして背中

に消毒用のタンクを背負つてシュシュと私達が歩いた後を消毒しているのです。それがこつちの端から私達をのせる、特別の、私達は「お召し列車」というんですがね。そこまで付いていきました、その特別の一つの車輛、半分が貨物、半分が座席のある客車、その半分の貨物は、牛や馬をのせる車輛、それに乗せられたんです。プラットホームにいる人はみんなこつちを向きますよね。後ろから私たちの歩いた後を消毒してついでくるのですからね。この時に私は、らい（ハンセン病）の実態、らい予防法の実態にはじめてふれたのです。」

らい（ハンセン病）を発病したばかりに、人權を奪れ、まるで馬や牛のように扱われたのである。これが「らい予防法」の実態なのである。

如何に祖父が、叔父に、

「病氣になつたのだから、早く治療して治すことが先決ではないか。残された家族に迷惑をかけないように。」

といったとしても、叔父にとっては、当時療養所で治すといつても、らい（ハンセン病）は「不治の病」に近いものであった。今生こんじょうの別れかもしれない。まるで「島流し」のようである。「二度と家の敷居をまたぐことはない。」という気持ちで家を出たに違ひなかつたであらう。

叔父はいう。

「保健所の職員が来たのも、らい予防法にある勧奨、「お入りになりませんか」ということも医者が、らい

(ハンセン病)患者と診断した時はただちに県知事へ報告する、そして県知事は患者に対して、伝染する恐れのある患者に対して、その者がらい療養所に入所するのを勧奨する、そしてこの勧奨に応じない者は、入所させることを命ずることができる。で、第二項の手續をとらない場合はその患者を国立療養所へ入所させることができる、と書いてある。これが第六条の第三項です。強制的に県知事の権力というより国の権力ですね。国の権力、国の命令によって、患者をらい療養所に入所させることができるということが、これがらい予防法の一番骨子だったわけです。私は勧奨、入りませんか、という時点で、先程も申しましたように、病気になった者は療養所いって薬を飲んで治療をうけて、治すことが先決だと考えたと同時に、家族がすすめる、そのすすめるということは、もっと単的に言えば、らい(ハンセン病)ということが発覚した時に、私の存在が、家族の一員として存在することを許さなかった。いてもらっては困る存在になったことです。そういう状況下に家族がならざるをえなかった。地域社会からそういうふうに見られるということが怖い。地域社会が目に見えない圧力になって、私を家族の一員からはじき出したわけです。おれなくなった。その根源はといいますと、私はらい予防法にある、といたいんですが。」

叔父は四十年の強制隔離において、その起因を、怒を、どこに向けていけばよかったです。自分さえ辛抱すれば、自分さえこの園で静かに暮せば、一族全員の幸福につながる。そのことは理屈では納得できても、情では受け入れられるはずはなかったであろう。

そんな中、非情なままでも入所を決定させた祖父は、命終するまで二十年間に渡って、毎月療養所に手紙を書

き続けたという。また、祖母は、寺の行事で多数の人が集まって賑やかであっても「お前（叔父のこと）一人がないのが寂しい」という内容の手紙を出していたそうである。

仏陀は、人間の苦の一つとして、

「愛する者とも、必ず離れ離れにならなければならない。」（愛別離苦）

と説いている。この親子にとつて、業縁（客観的社会的状況）とはいいいながら、辛い悲しい日々が続いたのである。それぞれ口には出さずとも、親子共々互いのことは忘れてはいなかったのである。

しかし、その業縁は、らい（ハンセン病）発病と、それをとりまく「らい予防法」における強制隔離によって成されたのであって、決して個人的な「前世の因縁」として諦められるものではないはずである。この場合、少なくとも人間と人間を引き裂いたのは「らい予防法」を施行した人間にあることを忘れてはならないであろう。

叔父はいう。

「母が九十七歳で浄土へ還って往かれたことを兄より電話で知らされました。もちろん、その時の状況では葬儀に参列することは許されていませんでした。遠く離れた愛生園の地で、ああ、これでお母さんは私のことでもう苦しむことのない世界へ還って往かれたのだなど、悲しみと同時にホッとした気持ちになったことを記憶しています。」

叔父の気持ちは理解できる。しかし、今、我々は互の死をもって問題解決することはできない。少なくとも、「後何年過ぎれば入園者の多くは命が終るので、したがってらい（ハンセン病）は無くなる」という短絡的な考

えに決して流されてはならないと思うからである。

筆者の一番残念なことは、祖父と祖母が、

「らい予防法」における強制隔離は間違いである。らい（ハンセン病）は「可治の病」だから、治癒したら家へ帰っておいで。」

と共に人間として解放されて、社会的（公的）に出会うことなく命終したことである。

だから、現在の七千名近い入園者の一人ひとりが、自己の人権を復権し、会いたいと願う家族の人と今生こんじょうで会って頂きたいのである。入園者もその家族も共々死して「お浄土で」などと言わないでほしいのである。筆者は生きていく間に多くの人々と人間解放としての出会いをしたいのである。

〈家 族〉

ただ、当時の伊奈家の人々は、全く時代社会に忠実な一市民であったのであろう。らい（ハンセン病）の存在が、家族の一員として存在することを許すことができず、困った存在になっていたのである。

祖父は、らい（ハンセン病）が伝染病であることは知っていたであろう。ところが、祖父は、らい（ハンセン病）は決して遺伝ではないことは理解していたにも拘わらず、社会の差別と偏見を考えると叔父の社会復帰を最後まで認めようとしなかったようである。それは祖父個人を責めるのではなく、その時代社会の殆どの人の考え

方であつたと思われる。そこでは医学的科学的に病氣の実態を調べたり、国家の「らい予防法」に対して疑問を挟む余地はなかつた。むしろ、念仏の教えによって、現実の身を引き受けていけというのであろう。決して念仏の信が、時代社会に対して批判の目を向けるようなものではなかつたのである。

今、我々はこのことを深刻に受け留めるべきであらう。らい（ハンセン病）を患つた病人も、その家族も、共にたとえ念仏の信に生きていたとしても、その実態を客観的に分析する社会科学的視点が欠如していたのである。つまり、らい（ハンセン病）の医学的理解はなく、したがつて「業病」とか「天刑病」としてあきらめざるを得なかつたのである。当時、小笠原登氏が在宅療養を主張していたにも拘わらず、強制隔離が最善と思ひ、非人道的な強制隔離に対して疑問を持つことはなかつたのである。何故本名を変えて生きなければならぬのか。何故隠蔽して互の親子関係（たとえ内面的には関係を持っていたとしても）を断たなければならぬのか。これらの事柄について問うこともなかつたのではなからうか。そのようなことを考えると、伊奈家の人々は、「らい予防法」は誰のために、また何を主眼としているのか不明確なままに、お互の関係を如来の本願の世界における救いとして、念仏を求めていったといえないだろうか。

「らい予防法」により、隔離を余儀なくさせられ、なおかつ「らい予防法」を受け入れざるを得ない體質が、実は日本におけるらい（ハンセン病）の歴史にあつたのである。

今でも、近代教学を荷負している教学者の多くに、「自己の信心と社会問題とは別だ」と主張している人がいる。だから、そういう人は、らい（ハンセン病）に関わっている人に対して、「お気毒さま」と同情す

ることはあっても、それが「我が身」の問題になると途端に慌てふためくのが関の山であろう。

今こそ、社会の諸問題を課題としていくような念仏の信心の確立をすべきである。隔離を前提とした念仏の信から、人間そのものの「いのち」の尊厳に立脚した教学の確立の必要性のあることはいうまでもないことである。

〈おわりに〉

「仏教とらい（ハンセン病）上」を上梓して一年近くが過ぎた。

もとより、この一年、福地幸造先生を始めとする多くの人々から資料を送って頂いたり、示唆に富んだ指摘やら、叱咤激励を頂いた。

そんな中で、筆者は、自分自身の思いと現実とのギャップの大きさに悩むことが多かった。

じつは、もう一七年近くも前のことである。筆者が、真宗大谷派の同和推進要員であった時である。滋賀県内の被差別部落での同和研修に参加していた時である。青年部の人から、

「君が、本気で部落問題に取り組もうとするなら、被差別部落の人と結婚してみなさいよ。」

といわれた。その時、筆者は既に結婚していたが、随分無茶をいう人だなど思っていた。しかし、その時、筆者は筆者の心を見抜かれた思いがして何も返事ができなかった。確かにその時、正義感があった。差別はいけない。人間は平等なんだ。何んとか人間解放の道を見つければと意気込んでいたのは事実であった。ところが、何

故差別があるのかということ。あるいはその差別の実態についてなど、本当に知っていなかったのである。しかも、自分は差別者であるという自覚もなかった。なんと傲慢であったことであろう。だから、何故同和問題に關わったのだろう。できれば避けて通りたいという思いも同時にあつたことは歪めない事実であつた。

なぜこのようなことをいうかといえば、叔父が次のようなことをいっていたからである。

「仏教の婦人会の人たちが二百名近く来園された。

真宗会館でお参りしていたが、皆な窮屈そうに座っていた。

そこへ入園者のTさんが遅れて入つてきたので、皆で少し座を譲ってもらつた。Tさんが座つた時である。隣の婦人が、まるで汚いものに触れることを嫌うように、顔を擧めて、何遍も身体を避けようとしていた。

入園者の人は、そういう一挙一動を見逃しません。私たちは、ここへ何しにきて下さつたのだろうかと思ひしく感じたものです。」

まったく、人間の差別心というのはちよつとした態度に現われるものである。

差別は、真実を知らないことから起こる。もちろん、筆者は、早急にらい（ハンセン病）に対する差別と偏見を取り払うべき真実を伝えなければならぬと考える。しかし、また今すぐ全ての人に理解してもらえぬと考えるのもまた早計なことであることは充分知っているつもりである。

そんな筆者に、連れ合いはいう。

「早く「らい予防法」を廃止すべきです。それはいつかできるというのではなく、今すぐ私たちでできる

ことをすべきでしょう。その理由は一つです。叔父さんをはじめとする七千人近くの入園者の人の「いのち」には限りがあるからです。平均年齢は六十八歳ぐらいと聞いています。どうか皆さんの生きておられる間に廃止に向けての運動をすべきでしょう。」

この言葉は筆者の胸に深く響いている。

そんな中で、叔父は、一九九二年十月三日、真宗大谷派名古屋教務所における人生講座で「真宗とハンセン病」と題して講演をされた。伊奈家の人々を始めとする身内の者、皆で聞かせて頂いた。そして、同じく十一月三日、叔母がやつと重い腰をあげて、夫婦で筆者の寺と小島の安楽寺へ訪問して下さいました。夫婦として叔父の実家へ帰ったのは始めてである。安楽寺のご本尊と両親の墓参りをされた。

筆者は、この着実に動いている事実を踏み台にして、また、入園者のすべての人々の人権が復権され、里帰りが実現することを望まずにはいられない。今、筆者を取り巻く状況は必ずしも平穏とはいえないが、取り敢えず叔父と叔母が伊奈家の一員として復帰されたことを心より喜びたいと思う。(未完)

一九九二・十一・十

(追 記)

今回も紙面の都合で、叔父のらい(ハンセン病)発病、強制隔離までで終ってしまい、多くの課題が残ってしまった。

今後、叔父の愛生園の療養生活から本名の名告りまでを通して、仏教教義とらい(ハンセン病)の歴史につい

て考察していくつもりである。

なお、参考文献、資料などは次号で一括して掲載させて頂くのでご了承願いたい。

中村

薫（本学助教授・仏教学）